

中小企業の経営者の皆様へ

経営者でも国の労災保険の対象となる中小事業主等の特別加入制度をご存知ですか？

経営者・家族従業員・役員も労災保険の給付が受けられます

中小事業主等の特別加入制度とは

労災保険は業務上または通勤途上の災害に対して保険給付を行う制度ですが、対象者は労働者に限られています。

ただし、本来労災保険の対象とならない中小企業の経営者とその家族従業員、および役員であっても、労働者と同様の業務を行っているなど一定要件にあてはまる場合、国は特別に労災保険の任意加入を認めています。

この労災保険の任意加入の制度を「中小事業主等の特別加入制度」といいます。
(保険料も民間の保険会社と違い、国の制度なので、低く抑えられています)

加入には労働保険事務組合に入会する必要があります

労働保険事務組合とは

中小事業主の委託を受けて、会社が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体です。

当事務所の顧問契約先の経営者とその家族従業員、および役員の皆様につきましては、提携の労働保険事務組合東京SR経営労務センターに入会することで、「中小事業主等の特別加入制度」に加入することができます。

費用の試算は裏面をご参照ください

労働保険事務組合の入会には、月額顧問料の他に別途入会金(初回のみ)と会費(年額)がかかります。

入会と同時に、会社は労働保険事務組合に労働保険の事務を委託することになりますが、書類の作成や手続等は当事務所が行います。

その他加入の要件として中小企業主等と認められうる企業規模以内であることや、労災の対象となる業務の範囲が定められておりますので、詳細はお問合せください

〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町3-33-8メゾン岡田5階



日本橋浜町社会保険労務士事務所

TEL 03-6677-1212 FAX 03-6755-9266

費用の試算(新たに発生する費用)

例：人数が5人以下(事業主含む)の法人経営の飲食店または小売店が労働保険・社会保険の事務を委託し、事業主が月額10,000円で中小事業主等を特別加入する場合の年間費用

顧問報酬 日本橋浜町社会保険労務士事務所に支払う費用(税別)

顧問報酬	↓初年度は3月末までの月数	顧問報酬
月額	× 12 か月	年間費用
14,000	=	168,000

入会金・会費 労働保険事務組合東京SR経営労務センターに支払う費用

入会金 10,000円(初回のみ) 会費 一元18,000円(年額) 二元24,000円(年額)

入会金	会費	初年度の 年度途中の入会は会費月割
初回のみ	年間費用	
10,000	18,000	

特別加入保険料 労働保険事務組合東京SR経営労務センターに支払う費用(東京SRが国に納付)

休業・障害・死亡時の労災給付の基準となる日額です

給付基礎日額 治療費は日額に関係なく無料で受けられます

給付基礎日額は3,500～25,000円の範囲で加入者の給与水準を基に加入者自身が決めます

給付基礎日額					
25,000					
24,000					
22,000					
20,000					
18,000					
16,000					
14,000					
12,000	×	365	×	労災 保険料率 3/1,000 (業種ごとに 異なります)	=
10,000					
9,000					
8,000					
7,000					
6,000					
5,000					
4,000					
3,500					

月割の場合
給付基礎日額×365×加入月数/12
×労災保険料率

特別加入保険料
年間費用
10,950

初年度の
年度途中の加入は保険料月割

月額換算で約**16,500円**

参考：民間A社の医療保険に入院給付日額10,000円(入院一時金・ケガの特約あり)で60歳男性1名が新規加入した場合の月額保険料は**17,380円**

特別加入制度は仕事および通勤途中の傷病に限られるため一概に比較は出来ませんが、民間の医療保険には通常無い障害や死亡に対するの給付があり、なおかつ**1名分の医療保険の保険料で事業主の労災保険の費用だけでなく、会社の労働保険と社会保険の手続代行や相談に関する費用もまかなえます。**

- ご注意
- ・費用は今後改定になる場合があります
 - ・初年度のみ別途事務組合入会金10,000円がかかります
 - ・すでに会社が労働保険・社会保険に加入済みの場合の費用です。(新規に加入する場合は別途手続費用と保険料が発生します)

年間費用合計(円)
196,950

会社の人数や業種により費用が異なりますので、一度お問い合わせください。

ご訪問の上、ご説明させていただきます。